

個人版私的整理ガイドラインの運用支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④被災者の居住の安定確保、⑧二重債務問題等	作成年月
目	(ii)、(i)	平成 27 年 7 月
これまでの取組み		
☐ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表(個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会、平成 23 年 7 月 15 日)		
☐ 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立(平成 23 年 8 月 1 日)		
☐ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するため、「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使用を決定(平成 23 年 8 月 19 日閣議決定)		
☐ ガイドライン運営委員会が、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定(平成 23 年 10 月 26 日)		
☐ ガイドライン運営委員会が、自由財産たる現預金の範囲について、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張することを公表(平成 24 年 1 月 25 日)		
☐ 金融機関に対し、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること、等の要請を実施(平成 24 年 7 月 24 日(注1)、25 年 12 月 10 日(注2)) (注1)東北財務局からも同様の要請を実施 (平成 24 年 10 月 1 日) (注2)東北財務局、関東財務局からも同様の要請を実施 (平成 25 年 12 月 10 日)		
☐ ガイドライン運営委員会が、申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上、自由財産の範囲内として取り扱われる財産により不動産を購入した場合には、当該不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱うことを公表(平成 24 年 12 月 19 日)		
☐ ガイドライン運営委員会が、ガイドラインに基づく運用の明確化を図る観点から、「個人版私的整理ガイドライン運用規準」を策定(平成 25 年 10 月 30 日)		
☐ テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関等におけるポスター・チラシ等の設置、仮設住宅等への入居者へのチラシ等の配布等の周知広報を実施		
☐ ガイドラインの更なる活用促進を図る観点から、今後のより効果的な周知広報策を検討することを目的として、被災者へのアンケート調査を実施。調査結果を踏まえ、金融機関を通じて、被災者にガイドラインの利用勧奨のご案内を一斉に送付するとともに、被災地自治体の協力を得て、住民チラシの折込み等により、ご案内を配布		
☐ 地方公共団体、弁護士会等と連携した無料相談会を実施		
☐ 地方公共団体、弁護士会、金融機関等と連携したワンストップ無料相談会を実施		

当面(今年度中)の取組み	
☐	被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助
☐	ガイドライン運営委員会等と協力した周知広報を引き続き実施
中・長期的(3 年程度)取組み	
・	ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。
期待される効果・達成すべき目標	
☐	ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が新たな生活に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。
☐	ガイドライン運営委員会のホームページにおいて、週次で債務整理の成立件数等を公表。
☐	なお、当該施策は民間当事者間の合意によるものであることから、定量的効果を示すことは困難。
平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況	
☐	平成 27 年度予算で、被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドラインの周知広報に係る経費として合計約 22 億円を措置。【復興特会】

金融機能強化法の活用		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	② 中小企業	作成年月
目	(iii)	平成 27 年 7 月
これまでの取組み		
○ 金融機能強化法の震災特例に基づき、12 金融機関に対して資本参加を決定。 ・ 仙台銀行(300 億円)及び筑波銀行(350 億円):平成 23 年 9 月 14 日決定(同月 30 日実施) ・ 七十七銀行(200 億円):23 年 12 月 8 日決定(同月 28 日実施) ・ 相双信用組合(160 億円)及びいわき信用組合(200 億円):23 年 12 月 28 日決定(24 年 1 月 18 日実施) ・ 宮古信用金庫(100 億円)、気仙沼信用金庫(150 億円)、石巻信用金庫(180 億円)及びあぶくま信用金庫(200 億円):24 年 2 月 2 日決定(同月 20 日実施) ・ 那須信用組合(70 億円):24 年 3 月 14 日決定(同月 30 日実施) ・ 東北銀行(100 億円):24 年 9 月 13 日決定(同月 28 日実施) ・ きらやか銀行(300 億円):24 年 9 月 13 日決定(12 月 28 日実施)		
当面(今年度中)の取組み		
○ 金融機能強化法の震災特例について、金融機関による活用の積極的な検討を促すとともに、申請があった場合は適切に対応する。 ○ 震災特例に基づき資本参加した金融機関については、復興に資する方策等が記載された経営強化計画の履行状況のフォローアップを実施する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き、金融機能強化法の震災特例について、金融機関による活用の検討を促すとともに、申請があった場合は適切に対応する。 ○ 震災特例に基づき資本参加した金融機関については、復興に資する方策等が記載された経営強化計画の履行状況のフォローアップを実施する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 国の資本参加を通じて金融仲介機能の一層の強化を図り、金融機関が東日本大震災の被災者の事業や生活の再建に向けた円滑な資金供給を図るとともに、被災地域の復興・復旧に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していく。 (※) 経営強化計画に掲げられた施策の実施状況については、半期毎の経営強化計画の履行状況報告において、実績計数を含めて報告・公表する枠組みとなっている。		
平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況		
・金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費 20 百万円【復興特会】		